

## 多様な担い手による復興支援ビジョン検討委員会 ワーキンググループの設置について（案）

多様な担い手による復興支援ビジョンの検討に際して、より詳細に現状把握や分析等を行うため、本検討委員会の下にワーキンググループ（以下、「WG」という）を設置し、検討を進める。

WG については、別紙のとおり開催要綱を定め、開催する。また、この WG は、民間主導で作成される「市民が作る復興ロードマップ」の内容と、「多様な担い手による復興支援ビジョン」とのすりあわせを行う場としての機能も持つものとする。

## 多様な担い手による復興支援ビジョン検討委員会 ワーキンググループ開催要綱（案）

### 1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、多様な担い手による復興支援ビジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）の下に設置される検討の場として、多様な担い手による復興支援ビジョン（以下、「復興支援ビジョン」という）の策定に必要な検討を行うことを目的とする。

### 2 検討内容

- (1) 復興支援ビジョン策定に必要な基本的な方向性についてのより詳細な検討を行う
- (2) 当該ビジョンを踏まえ、各県の連携復興センターを中心として行う、岩手、宮城、福島  
の各県における課題や三県共通の課題に対応していくために民間主導で作成される「市民  
が作るロードマップ（仮称）」と、復興支援ビジョンとのすりあわせを行う
- (3) その他、上記2(1)及び(2)に関連する事項

### 3 構成及び運営

- (1) 本WGに主査を置き、主査は検討委員会の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員は、検討委員会構成員の所属団体からの推薦に基づき、主査が決定す  
る。
- (3) 主査は、本WGを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 本WGにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを検討委員会に  
報告する。
- (6) その他、本WGの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

### 4 資料及び議事の公開

- (1) 本WGで使用した資料については、次の場合を除き、会議終了後に公開する。  
公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある  
と主査が認める場合  
その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) 本WG終了後、議事概要を作成し、公開する。

### 5 開催期間

本WGの開催期間は、検討委員会の開催期間に準ずる。

### 6 庶務

本WGの事務局は、復興庁ボランティア・公益的民間連携班において行う。